

第 2 部 パネルディスカッション

高橋 それでは、パネルディスカッションを始めます。開始に先立ちまして、パネリストの皆様をご紹介申し上げます。

丹羽委員長には引き続きご参加いただきます。よろしくお願い致します。

そのお隣、民間シンクタンク「構想日本」の代表でいらっしゃいます加藤秀樹様です。

そのお隣、佐賀県の古川康知事でいらっしゃいます。

さらにお隣、前志木市長で、現在は N P O 法人地方自立政策研究所理事長の穂坂邦夫様でいらっしゃいます。どうぞよろしくお願い致します。

今回は、セッションを 3 つに分けて参りたいと思います。

最初のセッションは「どう進めるか役割分担の見直し」という内容で、強固なハードルが多数残されている分権改革を効果的に前進させるための方策についてご議論いただきます。

中央省庁の抵抗が強い中で、「その仕事と権限を如何に地方に移していくか」が非常に大きなポイントと思われます。その前提として、国と地方がそれぞれ本来行うべき事務事業は何か、という問題を明らかにする必要があります。その際、留意すべきは、従来の分権の手法、例えば義務教育や福祉、こうした個々の公共分野について、国、都道府県、市町村が異なる機能を分担した結果、トータルで完結的なサービスを提供する、いわば機能別分権では多分だめだということです。機能別分権では、国から地方への権限移譲がなされても、結局、補助金や規制、省令などの形で国の統制ツールが残ってしまいます。したがって、今後は、例えば外交や防衛は国の役割とする一方、義務教育や介護は市町村の役割というように、機能別ではなく分野別に分権をしていく。そういう方向転換の必要があるのではないかと思います。

そこで、この分権の仕方について議論していくのですが、この分野には大変な草分けがいらっしゃいます。構想日本の加藤代表は、各地の自治体で国と地方の権限の見直し、いわゆる「事業仕分け」に 2002 年から取り組んでおられます。そこで、まず加藤代表から、事業仕分けとは具体的にどのような作業を行い、その結果、どのようなメリットが期待できるのかについてお話頂きたいと思います。

加藤 こういうやり方が有効じゃないかということを具体的にお話ししたいと思います。

構想日本が政策シンクタンクとしてスタートして、今年で 12 年目になりますが、2002 年から行政の事業仕分けという活動をやってきました。

構想日本は行政改革、財政改革等いろいろな政策提言をやっています。年金、医療、教育など（の改革）をやる中で常に行き着くところは同じで、丹羽会長のお話のように、「中

中央のコントロールが非常に固いので、地方はそれに依存している」ということです。このコントロールと依存の関係が抜き差しならないところまで来ている結果、いろいろなむだが起こっている。のみならず、それが、地方の自立を阻む依存体質、多様化を許さない画一化となって、地方都市の今の非常に苦しい状況をつくっているのだと思います。

〔「国と地方」の構造的問題〕

「事業仕分けの意義と成果」という資料に沿ってお話します。表紙の下のスライド2は、先ほどの丹羽会長のお話を表現しており、構想日本のいろいろな活動の中でこんな絵がかけます。国から地方への、仕事とお金をセットにしたコントロールに対して地方は依存し、国は地方支配をするわけです。

スライド2の下段の矢印が2つに分かれた左側は、よく話題に上る「コスト意識のない地方の行政運営」とその結果である「財政の悪化」です。しかし、こちらは帳じりの話で、むしろ、右の矢印の方が実はもっと大事だろうと思います。

右の矢印には産業政策の例が書いてあります。すなわち、霞が関で昭和40年代ならば重厚長大産業、今はIT産業など、全国で同じ産業政策が行われると、地方は「右へ倣え」します。そうしないと交付税や補助金が来なくなるからです。その結果、例えばバブルのときは全国でリゾート開発が行われ、その後失敗に終わったわけです。

これは産業だけではなく教育も福祉も全く同じです。そうやって地方が右往左往しているうちに、それまであった地域産業は廃れてしまい、地方は自立して自分で考え、自分の得意な分野は何なのかと考えなくなってしまった。つまり、国が地方を助けているようで実は逆にどんどん地方は疲弊していく。その結果、税収減で地方財政も悪化する、という整理になると思います。

〔「国と地方」の関係はタテからヨコへ〕

(スライド3について)では、どうすればいいのか。道州制の議論は一旦おくと、国と地方の関係は、縦割ではなく横割が本来のあり方だと思います。右側の図は現在の方法で、仕事と金セットで国から都道府県経由で市区町村まで行きます。実は、小泉内閣の三位一体改革は、この仕事と金セットで上から下に行く矢印を分断しようとしたために三位一体という名前がついたのです。ところが、現実には、交付税が減り、補助金が減りと、カネの部分だけ切れ、国の地方に対するコントロール、すなわち規制、基準づくりは切れてない。だから、あれ以降、地方はますますしんどくなっている。地方はあれこれ国から指図され、かかるお金は一緒だけれども補填されず、自前のお金はないということで、苦しいのは当たり前です。ですから、次にやるべきは、左側の仕事のほうの矢印を切っていくことだと思います。

道路特定財源の(議論)のときに、全国の知事が声をそろえて「やっぱり道路は必要だ、必要な道路をつくるためには特定財源は必要だ」とおっしゃいました。本当にそうだと思いますが、問題はその「必要」の中身です。先ほど、丹羽会長が道路管理の例を上げられ

たように、必要だといわれるものの中身を考えたら疑問がいっぱいあります。

道路の場合、国はプランを立て、それに沿って国道をつくる。国道へのアクセスは地方がつくる。国がつくった道路に地方はつき合わざるを得ない。また大抵の場合、国道とはいえ費用の半分は県が負担する。県道の場合、やはり半分は市町村が負担しないといけない。そうやって「必要」金額が国のプランによって決まるわけです。

「必要だ」といわれますが、「ここに道路が要りますか」と住民のニーズを聞いて回った知事や市長は、まずいいないでしょう。多分、古川さんぐらいかも知れない。その中で、必要といわれる内容は何か。一通りの説明は、官僚なり政治家がそれなりにしますが、中身がよくわからない。

丹羽会長が言いっぱなしで終わらせないといわれましたが、やはりその点がとても大事だと思います。今まで多くの改革が行われてきたはずですが、実態はなかなか変わってない。最後に法律をつくる中心は官僚ですし、さらにいえば霞が関の官僚自身、自分たちがつけた国の予算が最終的にどう使われているか必ずしも知らないことも多い。そのような状況下で、改革を実質的に進めていくには何をすればいいか随分議論し、考えた結果出てきたのが事業仕分けです。

これは簡単にいえば、現場サイドから支出項目の一個一個を洗い直す作業で、会社のリストラや再建の際行っていることと同じです。外部の有名な専門家を雇っても、現場から見直さなければ、本当に効果的な再生はできないと思います。今まで、そういった現場サイドからの作業は、不思議となかったように思います。

「事業仕分け」とは？」

スライド4の写真は、実際に事業仕分けをしている風景です。県や市の講堂のようなところで、産業、教育、福祉などの班に分かれて仕分け作業を行います。そこで、各県、市の担当者に自分の担当する予算を一個一個説明してもらい、それに対して出かけていった我々のチーム自称「必殺仕分け人」が、質問し突っ込んでいくわけです。

実際にこれはどう使っているのか、どういう効果があるのか、今の説明はおかしいんじゃないか等、相当指摘します。そういう議論を公開の場でやります。仕分け作業の周りには、誰が来てもいいし、マスコミも大いに来てほしい。公開の場でやるから、説明する側は逃げようがありません。外部のプロが入って、公開の場で議論して、最後は、そのテーブルについている人たちの間での多数決等で「要る要らない」を決めていく。我々が勝手にこの事業は要らないというのではなく、あくまでも担当者と議論した上で仕分けるということです。

仕分けには幾つか前提があります。スライド4の一番下の4つの●が前提条件です。まず、そもそも論から議論します。先ほどの道路のように、国の制度があるから事業を行うという理由は認めない。そもそもこういう事業が県あるいは市の住民にとって必要なのか。国の事業仕分けであれば、国にとってというわけです。

次に、外部の目で仕分ける。第3に、公開の場で議論する。第4に、我々仕分け人の作業は有償ではなく、あくまでボランティアでやります。そうじゃないと、やはり目が曇ると思います。

〔「事業仕分け」の流れ〕

仕分けの流れがスライド5の上段です。現在の事業を不要と必要に分け、次に仕事として必要なもののうち、やるべきは民間か、行政か。行政でやるべきものは、国か、都道府県か、市町村か、で仕分けていく。

〔「事業仕分け」の主なルール〕

仕分けのルールはスライド6に3つ上げています。まず事業の名称に囚われない。例えば中小企業振興関係の事業は多数ある。中小企業振興は、自治体にとって重要な仕事と担当者は主張しますが、要は中身です。青少年育成事業も、県にとって重要だと力説するものの、中身をよく聞くと、「子供を公園に連れて行って小馬に乗せる」というような話が出てくるので、中身で議論する。

それから、先ほども言いましたように、そもそも論から議論する。

それから、税金を使うものは行政の仕事だという前提です。ですから、いわゆる市場化テストは、我々の仕分けでは行政の仕事です。市場化テストは有効な歳出削減の手立てだと思いますが、あれは税金を使っているわけで、行政がやったら1億円かかることを、民間だと7,000万でできる、3割削減できるという手法。しかし、我々から見ると、7,000万税金を使うということは行政がやっている、という基準で切り分けていきます。

〔「事業仕分け」年表〕

(スライド7) 事業仕分けを今まで22の自治体で24回行っています。今月末、5月31日と6月1日の2日間、浜松市でやると25回目になります。

上段に1期、2期、3期とありますが、1期は主に県が対象です。例えばある県の場合、5,000~6,000項目の予算項目があり、全部仕分けるのはなかなか大変な作業で、相当なスピードが必要です。

〔自治体の「事業仕分け」の結果〕

しかし全部仕分けると、スライド8にあるように、事業の要・不要の割合が大体どれぐらいかわかってきます。8県平均の場合、引き続き県がやる事業が6割、不要が1割、あと3割は県ではなく市か国か、どちらかに委ねたらいいという事業です。3市平均の数値も同様です。

次の第2期には、全項目ではなく、絞って仕分けました。50~100項目に絞り、一個一個念入りにやる。優先的に重要な事業を仕分けていくと、いい議論、かなり突っ込んだ議論ができ、そのまま次の予算の査定に使えるという効果があります。

〔(参考1)新潟県の結果〕

スライド9、10は新潟県の例です。スライド10は分野別ですが、議会、総務、警察の

事業はほとんどが必要です。ただ、産業労働等の事業では7割が要らない。分野ごとに仕分けが違ってきます。

〔(参考2) 新潟市の結果〕

スライド11は新潟市と三浦市の比較です。市の大きさが違っても、実は、事業仕分けはあまり変わらないという例です。

〔国のコントロールの具体例（新潟県の「事業仕分け」から）〕

13は重要なスライドで、新潟県における国のコントロールの具体例です。一番上左に「県営ほ場整備工事費」191億円とあり、右横に「土地改良事業関係補助金交付要綱、事業実施要項」とあります。この県営ほ場整備工事費について議論していくと、191億円もかかなくてもできる面がある、という県の担当者の話が出てくる。では何でこんなにかかるのかというと、実はこういう補助金交付要綱や実施要項があり、そのとおりにやらないと、丹羽会長のお話のように、補助金が来ない。あるいは要項によって単価が決まるという事情があるのです。

このように、事業の根拠規定として要綱、法律、指針、採択基準、要領等の名前の、いろいろなレベルの決まりでがんじがらめになっている。これがまさに国の規制、地方分権を阻んでいる国のコントロールの中身で、これがもう無数にある。

ですから、これを例えば3割減らせば、地方の自由度は3割増える。その場合、予算は4割カットできるかもしれない。そういう意味で、スライド13は大変大事なポイントと考えています。25回も事業仕分けをやった経験では、どこの自治体、分野でも、右に出てくる規定は同じようなものです。ですから、これを持って国に切り込み、この部分の削減、縮小を訴えないといけないと考えています。

〔(参考) 国の基準による事業は、ムダにコストが高くなる場合も〕

スライド14の例は、高橋さんという立派な村長さんがいらした長野県栄村のケースです。街区の中の生活道路の仕様は、村でも東京都内でも同じで、幅5メートルと規定され、構想日本の試算では1メートル当たり約11万1,000円かかります。国の補助が出る場合は、半分の5万5,000円支給されるが、5万5,000円は自治体が負担しないといけない。ところが、栄村はお金がないので「仕方ない、補助金は来なくていいから、自分たちでもっと安くつくろう」といろいろ工夫した結果、1万9,000円で生活道路ができたという例です。

ここで問題なのは、1万9,000円で出来たのなら、なぜ補助金を半分の9,500円出さないのか。1万9,000円全額を補助しても、本来の補助金よりずっと安いわけだし。ところが、この道路構造令等々の国の基準どおりしないと補助金はない。このような工夫・節約は栄村という小さい村だけでなく、日本中でできる話です。道路だけでなく、いろいろな事業に関して同じことがいえます。生活道路だけでも、日本中でこういった工夫をしていければ、相当な予算削減になると思います。しかも、それを自治体の人が自分で考えて工夫しており、そのことが、お金だけじゃなく一番大事なのではないか。

[さらに、住民自身が道路をつくっているところもある]

スライド 15 はさらにすごい事例で、長野県南部の下條村は、生活道路を 1 メートル当たり 3,000 円で作ったのです。下條村はこのようなして浮いたお金で子育て支援等をしたために有名になり、大変な過疎地ですが、人口流入が起きている。

「事業仕分け」の成果①]

スライド 16 は、具体的に事業仕分けをどう生かしたかの例です。横浜では行政評価プロセスを見直し、新潟では事業仕分けの結果を権限移譲に使い、滋賀県高島市は全予算規模の 1 割近くを削減したというような成果があります。

「事業仕分け」の成果②]

スライド 18 の下段は後で見ていただければと思います。予期しなかった効果として、仕分け作業に加わった自治体職員あるいはオブザーバーの住民に対する、教育というか啓蒙効果も非常にあるという内容です。自治体職員が「15 年も県に勤めていたが、こうやって一個一個考えたのは初めてだ」という、いいような、悪いような感想ですけれども、我々としてはありがたい感想を述べていました。住民も「行政サービスは高水準にこしたことはないが、やはりお金がかかることをつくづく感じた」とおっしゃっていました。

[すでにカナダでは、クレティエン首相のリーダーシップで断行（1994 年）]

最後にスライド 22、23 はカナダの事例です。94 年に組閣したカナダのクレティエン内閣の行ったプログラムレビュー、これは後からわかったのですが、事業仕分けと同じ作業です。これを境に、G 7 の中でもカナダはプライマリーバランス、債務残高の両方で劣等生だったのが、今や、日本よりはるかに財務状況は良好です。

[国の「事業仕分け」－これまでの軌跡]

ですから、この事業仕分けを地方だけでなく、今後は国についてやると、本当に絶大な効果があると思います。国については、スライド 19 のように、小泉郵政選挙のときに、公明党と民主党がマニフェストに載せてくれ、その後、小泉総理の指示で行政改革の重要方針あるいは行政改革推進法の中にも入りました。しかし、全然動き出す気配はありません。きょうのような会議をきっかけにして、ぜひ実現したいと思います。

高橋 加藤代表、ありがとうございました。

続きまして、穂坂理事長にお話を伺いたいと思います。穂坂理事長は、以前、志木市長として革新的経営を進めてこられ、現在はその見識を生かされて「事務事業の役割分担明確化研究会」を設置して研究を行っておられます。本日は、そこでの研究成果についてのコメントを頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

穂坂 穂坂邦夫です。資料につきましては、後ほど見ていただきたいと思います。

今、事業仕分けの先輩格である加藤さんから、いろいろ詳しくお話がありました。なぜ、役割分担明確化が必要だったのかについて、若干お話ししたいと思います。

「なぜ、分権が必要か」については、それぞれ考え方がありますが、簡単にいいま

すと、戦後荒廃した日本がこんなに豊かになった。今まで中央集権制でやってきたのは、決して間違っていたわけではない、と思います。しかし、現在のように、まさに高齢社会が進んで成熟社会になっていく時代に、対応できる行政システムをつくっていかねばいけないと思っているのです。

なぜか。中央集権システムは、一つだけ致命的な欠陥がある。猛烈にむだができる、猛烈にお金がかかる。そのお金がかかる行政システム、これをどう変えていったらいいのか。これが分権だと私は思っているんです。

先ほど丹羽会長から、分権の必要性について、公園や認定こども園、道路などをひいて、大変わかりやすくいろいろな話がありました。例えば病院もそうです。古川知事が隣にいらして失礼ですが、これだけ進んだ日本で患者がたらい回しにされ、「ついてないなあ、亡くなっちゃった」となる。それも一度では終わらない。誰も責任者がいないので、次、また「ついてないなあ」というのが続々出てくる。進んだ日本でこんなことが普通に起きるのは不思議だと思いませんか。結局、責任者がいないからなんです。

国の関係する病院もある。都道府県の病院や診療所があり、市町村も病院をつくり、民間病院もある。各自ばらばらで、しかも、行政関係が一斉にそこに入り込んでいるわけですから、誰が責任者か、なかなかわからない。こういう事態を改善し、しっかり自己責任が持てる行政システムにするというのが、少なくとも分権の目的の一つだと思うんです。「ついてないなあ」で、ずっと終わりにされちゃかなわない。

市長時代に、市民病院が大赤字で、こんな小さい病院では無理だと思いながらも、やってなくちゃならない。志木市は地下鉄でわずか 40 分程度と大変東京から近いので、結構基幹病院は近くにあります。しかし、やめると言えない。悪評を覚悟で言うわけですが、みな選挙が怖いんですよ。病院をやめると選挙に非常に影響がある。ですから、なかなかやめられない、こういう状況になっています。

もっとも私には、怖いというより、やはり地域医療も必要だという思いもありました。ところが、志木市民病院は市の端にあって、利用者は志木市民より、むしろ、周辺、隣の市民のほうが多い現状でした。現実の一端を申し上げますと、病院もこのような状況です。

こういう状況を誰が責任持ってやるか。これが分権だと思うんです。異論はあるかも知れませんが、私は、病院は都道府県が責任を持ってやったほうがいいんじゃないかと思っています。国立系の病院には基礎研究をやってもらい、臨床は全部、都道府県にあずけ、市町村も都道府県にお願いしたらどうだ。もちろん、お金もつけなければなりませんが、そういうことが分権だと思っています。

皆、分権した方がいいと思いながら、分権が進みません。なぜか。一つは、さっきのお話のように、省益、官僚の反対、抵抗があるでしょう。しかし、そればかりではなくて、長年、国会議員さん達とつき合っていますが、議員さんも権益を少なくするのは寂しいんです。地元へ行って、あれやった、これやったと言いたい。外交の成果をいっても、あま

り拍手を送ってくれず、やはり橋や何かをつくったという、地元民から拍手をもらえます。誰でも拍手されないと寂しいものだから、権益はできるだけ大きいほうがいい。役人だけでなく国会議員もそういう性格を強く持っていますので、議院内閣制の中で皆がいいといっても簡単に進まない、ということだと思っています。

では、分権を進めるため、どこから手をつけようか。加藤さんが長い間、事務事業の仕分けをやっておられますが、私は、それでは、モデルの県と市を選んで、徹底的に全事業を検証し、どのぐらいむだを排除できるかやってみました。まず現場の仕事、事務事業を分け、そこから逆にフィードバックをすることによって、(役割分担の) 明確化を阻害する法律、省令、そういうものを全部変えていったらどうか。現場から上のほうに改革を進めていく手法をとりました。さらに、モデルにした2つの都道府県と市町村の検証から、全国規模に換算したらどのぐらいのお金を削減できるか。こう考えて計算したところ、驚くなかれ、地方分だけで14兆1,000億円でした。

どういう視点から検証したかを簡単に申し上げます。一つは、市長時代の経験から、役所というのはどんどん仕事を増やすんです。なぜかという、人のお金ですから、やらないよりはやったほうがいいという気に、皆なるんです。で、住民の皆さんは、あれもこれもなるべくやったほうがいい、と拍手を送ってくれる。お任せ民主主義で、ほとんどの負担を自分たちがするのだと意識させるのは、なかなか日本の場合にはまだ難しいですね。そういうわけで行政は肥大化するという傾向があります。

これについて「もうむだなことはやめたほうがいいのじゃないか」と住民の皆さんに見直してもらい、専門用語でいわゆる「公務の領域」の検証をした。公務の領域とは国や自治体が税金を使ってやるべきサービスの範囲です。これが一点。公務を民間開放したらどうか、これが一点。権限等が錯綜、重複している仕事も多いので、これらを移管し合う、あるいは権限の錯綜を省いたら、どのぐらい経費が浮くか。悪の権化みたいにいわれている国庫補助金を全部検証したらどうか、という4点について検証をやりました。

検証結果を全国換算したところ、一旦廃止する事業は3兆5,518億円、民間開放分は5兆1,520億円、事業移管、すなわち合理化や重複の廃止で3兆8,278億円。国庫補助金の廃止は意外と少なく1兆5,637億円。これらを合計しますと、14兆1,000億円です。

この作業には北海道から沖縄までの地方公務員を中心に、若手官僚、シンクタンク職員、地方議員等、49名が参加しました。私は、廃止すべき事業の中には、もう補助金の不要な事業もあるのではないかと断言したのですが、作業の中心である現職の地方公務員から「やはり必要」という意見が出たため、一括交付金化という形で整理しています。補助金の廃止分は一括交付金化し、あれこれ注文をつけずに地方によこすという形に変えたので、補助金の削減額は非常に少ない。

国についても同じ作業をやりたいのですが、残念ながら、小さいNPO法人では国に関する資料が集まらないのです。国会議員に「予算書ありますか？」と聞きましたら、

「あると思うから、みな持っていったいいよ」。ところが、どこを見回しても予算書なんかありません。それはそうでしょう。国会の予算委員会では、地方自治体のように事業予算の話なんかせず、スキャンダル話が大半で、ほとんど予算審議をしません。ですから、資料がない。加えて、省庁ごとに別組織になっていますから、省庁ごとに、担当の会計のところに行かなければ詳しい予算資料が収集できないのです。

結局、国は残念ながら後回しになりましたが、地方財政規模が純計ベースで約 90 兆円、国は約 60 兆円。これを勘案して国の削減額を類推すると、9 兆円かそれ以上になると思います。9 兆円は一般会計だけで、諸々の特別会計には全くメスを入れていませんから。特別会計無しでも、国と地方合計で 23 兆円程度削減できると思います。これは単年度じゃなく毎年度のことで、消費税のベースに換算すると削減規模がおわかりだと思います。

「負担増」という考え方でもいいのですが、国も地方も負担増じゃ、住民はたまりません。しかも、給料はそんなに上がってないのですから。それらを考えると、加藤さんのお話のような、事務事業の仕分けを徹底的にやるところからメスを入れる必要がある。

さもないと現状維持です。現在、丹羽会長は随分ご苦労されているようですが、第 1 次分権改革から小泉改革まで、私は市長や県会議員として地方自治の現場にいて「改革がうまくいったよ」という実感は一つもありません。全然変わらない。それだけ省庁の抵抗が強いんです。みんな泥船に乗って「そのうち沈没するんじゃないか」といいながら、誰も動かない。三位一体改革だって、方向性はよかったかも知れませんが、地方にとって、あるいは住民、国民にとって、三位一体改革でよくなったという実感はないと思います。もちろん、垂れ流しの郵貯資金のバルブが締まったというメリットはありますが、それ以外では、なかなか三位一体改革には実感できる成果はなかった、方向はいいのに。

ですから、私は、理論では改革は無理だから、現場の視点から逆に見直す、そこからフィードバックして分権を進める、地方の主権を確立していく、このことが今問われているのではないかと考えています。

以上、雑駁であります、私の観点から事業仕分けについて申し上げました。

高橋 ありがとうございます。

いわば行政の外部のお二方から、大胆な事業の見直し、役割分担の必要性についてご指摘がありました。ここで、県の経営を実際にあずかっておられる古川知事に、その現場感覚に照らして、今のお二人の意見に対してコメントをお願いしたいと思います。

古川 実際に行政をやって感じるのは、県というのはある意味中途半端な存在なので、ちょっとだけお世話するというケースがすごく多いのです。端的な例は集計業務です。例えば日本の人口が何人いるか、毎月、総務省は発表していますが、それは、各市町村から集められたデータを県が集計し、国に送る作業をやった結果です。誰でもできる仕事で、今は一瞬にしてコンピュータ集計できますので、不要な仕事かもしれません。

こうした最も多い「小さな役割」から、県が認可とか、実際に執行するものまで、幅広

い仕事をしています。今のお二人のお話は、県がちょっと関与するというやり方ではなく、分野ごとに「これは誰がやる」と決めてしまったらどうだ、というお話だと思いますし、私もそのほうがいいと思います。

例えば市町村立の保育所について、市町村がつくる施設に、県も国も少しずつ資金を出す。しかも、その補助金が支出される時期が大変遅く、12月か1月になるという時代が長く続きました。それが三位一体改革の中で、市町村立保育所について「補助金はなくしたから、もう自由につくっていい」と変わりました。それなりの成果ですが、ただ、実際にどういう保育所を作るかについて、いまだに厚生労働省の基準が残り、それに従わなければ、児童福祉法上の正規の保育所ではないということになっています。

では、なぜ（国の基準に従わなければならない）自由化できないのかということです。私たち知事会と国も随分交渉しましたし、今、丹羽委員長のところでも、保育所すなわち児童福祉施設について、自治体で自由に決めていいのではないかという議論をしている旨、国から文書が届きました。この文書には、これは事実なのですが、「乳幼児は自分で意思表示ができないので、国の規制が必要」ということが書いてあったんです。（笑）丹羽委員長の先ほどのお話と同じで、本気かと思われるかもしれませんが、堂々と書いてあります。インターネットで見ることができます。私の知るところも、確かに乳幼児は自分で意思表示はできません。それは事実だと思いますが、だからといって、国が直接規制しなければならないということにはならないはずです。

そこに論理の飛躍があって、私はこれを主張した官僚の方もつらかったらと思うんです。（笑）家に帰ったら、「きょうはこう言ったが、ちょっと夢見が悪い」とお酒を2～3杯飲まれたんじゃないかなと思います。それが人の道を歩む官僚というものじゃないかなと思う。つまり丹羽委員長のところでいろいろご説明しなければならない官僚は、個人としての思いと組織人としての行動に大きなずれを感じ、その意味では、官僚が一番の被害者ではないかとも思うのです。（笑）本当はこうもしたい、ああもしたいと思うものの、どうやったらそれができるかという道筋が見えないから、当面、属している組織に操を立てないといけない。

今、私は佐賀県庁で、霞が関から出向している官僚と一緒に働き、いい仕事をいっぱいして貰っています。フィールドが与えられれば、いい仕事をする人が大勢いるのに、そうじゃない所で一生懸命別の方向の作業をさせられているのは、まことに残念でならない。

私は、今、霞が関にいた人たちの力を十分に発揮してもらうためにも、ある事業分野についてはもう市町村に任せ、何かあっても、霞が関や国会に責任を問うことを国民はしない（という仕組みが必要だと思います）。誰が責任を持つのか明確にすることこそが、私は誰のせいにもしない国家をつくることではないかと思います。

ですから、先ほどの話のような、保育所については今後市町村が責任を持つ。ただし、ある保育所は設備が立派で負担金も安くいいが、別の地域の保育所は違うというケース

もあるでしょうが、「それは地域が違うんだから」と皆で納得し合うようにしていかないと、あれこれ比べて良し悪しをいう感覚では、いつまでたっても（分権は）できないのではないかと思います。

佐賀県は、そういう役割分担まではいかないものの、基本的に県がやる仕事全てについて「誰かやる人いませんか」と手を挙げてもらう改革をやっています。市場化テストといわず、県民共同でやってきたので共同化テストと呼び、教育とか警察以外の業務について、やり手を募っています。そして外部の応募者があったら、県庁が直接やるのと外部の方がやるのを比較して、外部のやり方がいいものについては委託して行っています。

これら小さな取り組みを通じて、職員に「本当に自分たちがやったほうが、いい仕事ができるのか。ほかにも競争相手、やり手はいるのだ」と意識させるようにしています。

いずれにしても、この種の「ある事業分野は誰がやるのか」をより明確にしていくことで、分権改革は進んでいくと思っていますし、加藤さんや穂坂さんがやっておられる「事業仕分け」のような取り組みは極めて有効ではないかと思います。

高橋 ありがとうございます。

お三方のご意見を伺って、何を守り、何を攻めなくてはいけないかという点は、極めて明白なのではないかと思います。お三方の、いわば、下からということはちょっと語弊があるかもしれませんが、現場からの改革というご提言に対して、丹羽委員長、いかがでしょうか。

丹羽 5分以内で行きます。（笑）私は皆さんのご意見にほとんど異議ありません。高橋さんが指摘されたように、機能別の役割分担から分野別の役割分担へ変えていく必要がある。これを変えるには、やはり法律とお金だと思うんですね。

我々が分権改革に取り組む上で、原則は幾つかあります。1つは、国と地方を問わず、行政が直接担う必要がない事務あるいは事業、権限については、役割分担の前に廃止あるいは民営化するということ。2つ目は、仕事に移れば人と金に移る、という原則で役割分担をしませんと、物事は進まない。仕事だけ地方自治体に移したものの、お金は移しませんというのでは、誰も受けないと思います。これが2つ目の原則です。

もう一つは、地方自治体の自己責任。立法権、行政権、財政権を渡していく必要がある。現在、国の許可、協議、関与、同意などといった言葉が使われていますが、これらは言葉は違うけれどもすべて同じことです。お金を持っているところの同意がないと、許可をもらってないのと同じなんです。要するに、中央省庁が同意をしなければできないという点では、許可と協議は全く同じことなので、これらの言葉にだまされないように、とにかく全部、100%任せるということにしないと行けないと思います。

そういう意味で、分野別の権限、責任、自己責任を明確にする必要がある。ただ、役割分担には2種類ありまして、国と地方の二重行政を廃止するときの役割分担と、都道府県から市町村への仕事の移譲、この両面で進める。福祉、保険、医療、教育といった国民に

最も近い分野のことは基礎自治体を中心に権限を持たせるべきという原則をもってやっています。

一番重要なことは、お金を持つ者が強いので、財源が移らない限り、本当の役割分担も地方分権ありません。したがって、最後は、法律を如何に変えて、権限、責任を担保していくか。もう一つは、お金を如何に担保するか。これが分権を進める上、あるいは役割分担を進める上で一番重要なことかと思います。

高橋 ありがとうございます。皆様、基本的な考え方については一緒だと思いますので、このセッションについては、私から何も申し上げることはありません。

3つセッションを用意してまして、最後のセッションでは、道州制等も含めたお金のあり方についても議論をするため、時間を残したいと思いますので、2つ目のセッションは若干軽めに行こうと思います。私どもから農業の重要性を指摘させていただきましたので、地域再生の軸となる農業に絞ってコメントをちょうだいしたいと思います。

それでは、まずは古川知事から、現場感覚として農業についてどうお考えになっているか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

古川 農業は、離れている人ほど魅力に感じるという珍しい産業だと思います。(笑)つまり、こういうシンポジウムの中では「農業は未来がある」といわれるものの、実際にやっている人は未来がないと思っている。「では、未来があると思っている人に渡したらどうですか」と言うと、「それはできない」という、非常に不思議な産業です。佐賀県のように、全国的にみると産業基盤としての農業が非常にしっかりしている県からすると、とにかく農業は地域から逃げない産業なので、時代が変わってもしっかりした武器になり得ると思っています。

ただ、第一部で説明があったように、これまでと同じやり方ではだめだろうと思っています。農業関係者には、世界、環境、お客様、この3つがポイントだと話しています。農家の人に、今まで自分の農作物を買っている人を見たことがあるかと聞くと、男性は殆どないと言います。(とりわけ)米麦を作っている農家の男性は、実際に自分がつくったものを買っている人を見たことがないとのことですが、およそ普通のビジネスでは、これは考えられないことです。

あるとき、私がこの話をしたら、ある農家からこう言われました。「知事さん、売れてですか(売れということですか)」と言うんです。「はい、買う人のことを考えてつくらなばでしょう(考えて作らなければいけないでしょう)」と言ったら、冗談と受け取られるのですね。農家の方は「私たちは国から一俵でも多く供出しろといわれてきたので、気持ちの上では国家公務員と思っている。(笑)ところが、減反せよといわれて、非常にショックだった。それを、今度、あんたは売れと言ったが、本当にそういうつもりなのか」という意味のことを言われたんですね。

これは、正直いって本音だろうと思います。とにかくいわれたとおり、国のために一生

懸命やってきたのに、何でこんなに変わってきているんだという感覚がある。でも、実際に作る量より消費量のほうが小さいのは事実なので、やはり売れるもの、欲しがられるものに変えていく方向にしていかななくちゃいけない。

どんな世の中になっても、物を食べずに済む人はいませんし、幸いなことに、今フォローの風が吹いてきていて、チャンスだと思っています。最近、農産物輸出が流行ですけど、私が最初の選挙に出たときに輸出するといったら笑われたんですよ。県議会でもばかにされ、夢のようなことを言うな、と指摘を受けたんです。でも、今や、輸出は当たり前になり、今度、県ではドバイに佐賀牛を輸出するプロジェクトも始めて、向こうが油でもうけているなら、こっちは脂身を売りつけよう、そういう気持ちです。(笑) そういった非常にチャレンジングな仕事だと思っています。

高橋 ありがとうございます。

それでは、同じように現場経験をお持ちの穂坂理事長から、農業についてお願いします。

穂坂 私も米づくりをやった経験があるので、冒頭に言っておきたいんですが、大体農業がだめ、林業がだめ、漁業がだめ、これで地方の格差をどうしようかといっても、やりようがないんです。農業ひとつぐらい、国が一生懸命頑張ってもらわなくちゃ困るなという気持ちが一点。

改革の1点目は、今までの形を全部変えなくちゃだめだと思っています。例えば志木では都市農業といいつつ、農業委員会がまだあり、そこには農家の人しか入れない。農業委員長さんはゴルフの練習場を経営していて、それでなぜ農業の委員長なのかというと「芝生を作っている」から。そこで、志木では、現行の農業委員会は廃止し、消費者も入れ、農業をやる人と消費者が一緒になった委員会を特区提案したのですが、国はだめだということです。こういう従来の仕方から変えるのが一点。

もう一点。農協の組織はもう企業化しており、農を育てるというより、むしろ、商社と同じなので、これの解体から改革に着手しなければいけないのが2点目。

それから3点目は古川知事も言われ、世間でも、もう理解されているように、高いけれど安全でうまいというのが、やはり日本農業の特徴だと思います。中国も、インドも、韓国も、台湾も、あれだけ金持ちが生まれているんですから、高くても、おいしくて安全性が高ければ売れると思うので、その販路をしっかりとる。このことがやっぱり農業をこれから支える大事なことだと思います。

今頃大規模化するといっても、飛行機に乗って空から見ればわかりますが、日本では狭い農地で作業しています。あれでは所詮カリフォルニアと同列にはなりません。ですから、もうだめなものはだめで、違うことを考える農政、新しい農政が必要と思っています。

高橋 ありがとうございます。それでは、加藤代表、いかがでしょうか。

加藤 農業は、本当に難しいですね。例えば年金は、制度が変われば全体が変わるわけですが、農業や環境、教育問題というのは、いわば生活全部ですから、世の中全体の話に

なり、どこをどうやればポイントを衝くことができるか本当に難しいです。

断片的ですが、考えておかないといけないポイントとして、まず一つは、穂坂さんも言われたように、往々にして農業改革論は2つに大別される。一つは、経済学者を中心にした大規模化によるコスト削減論。もう一つは、農業とはアグリカルチャーというぐらいで地域文化と密接不可分と主張するもので、私はこれをユートピア的農業論と呼んでいます。大事なものは、国がどっちにしろと決めないほうがいい、いろいろあっていい、ということです。今日の本題の地方分権で、地域の判断に委ねるのです。大規模化といっても、日本では北海道や千葉県あたり以外は限られますし、大規模化は結局コスト削減競争ですから、なかなか世界相手には難しい。

ですから、いろんな農業があっていいので、例えば兼業も、ある意味リスクの分散ですから、あっていいと思います。それから、ユートピア的農業論も全国に点在していい。有機農法、環境に優しい農業なども大いにあっていい。そういう多種多様な農業スタイルの共存を許容するのが大事ではないか。

2点目として、先ほど丹羽会長のお話にもありましたが、海外の経済学者は農林水産業は第1次産業で、おくれた産業のように昔は述べていましたが、今や、第1次産業特に農業は、先進国が勝者になっています。勝者である先進国はすべて直接補償をやっており、私もやはり補償的な政策は必要だと思います。ただ、現行制度のように「国のいう通りにすると補助金が支給される」仕組みではない、ばらまきではない何らかの補償が必要であり、それをどう考えるかは大事なポイントだと思います。

具体的で早急にできることを言えば、農地法の抜本改革です。私は、今、極めていびつになっている「農地をどう扱うか」が非常に大事なところと思っています。

高橋 ありがとうございます。

私、役所に籍を置いていました短い期間に、経済財政諮問会議委員でいらっしゃる丹羽会長が、農業に極めてご造詣が深いことを知りました。そこで、丹羽会長から、ぜひとも農業についてあるべき姿をご披露いただければと思います。

丹羽 農業というものに対して、皆さん、多分漠然としたお考えをお持ちだと思うんですね。いわく日本の農地は非常に小さい。日本の国土は小さい。国際的な農業の競争力は高いとはいえない、と。いつまでそう思っておられるんですか、ということです。

過去40年を見ると、日本の農業政策は大失敗だと思いますが、それを国に認めろといっても、絶対認めません。なぜ大失敗かといいますと、まず、40年間で農地が22%減り、延べ作付面積が41%減っています。それから、農業の就業人口が71%減り、農家の戸数が5割減っています。農業の総生産高は、10年前は日本のGNPの約10%でしたが、今は1.6%です。そして、日本人がお米を食べる量は、1人当たり120キロから60キロに減っています。これで日本の農業が成功したと誰がいえるんですか。明らかに大失敗です。

大失敗というのはなぜか。日本で最も反収が高いものは米ですね。亜熱帯地方で、世界

平均の 1.7 倍雨が降るこの国で、最も反収が高いのは、トウモロコシでも、小麦でも、大豆でもなく米です。このお米で日本が自給率を上げなくてどうするのでしょうか。

それではなぜ自給率が上がらなかったのか。明らかに、国民の米消費量が半減しているのに、それに合わせて生産調整、生産を減らしてきたからです。消費が減って生産を減らしたら、明らかにコストは上がります。コストが上がり、さらにそのコストの補償を政府がする。農民は、政府が補償してくれるなら、生産調整して減反をするので、農地は減り、消費は減る。この負のスパイラルが起きてきたわけです。

私ども企業からいうと、消費が減ったときに生産を減らし、それでコストが上がって、さらに消費が減る。そこで、また生産を減らしたら、企業はつぶれてしまいます。売れないからといって生産を減らして、また売れないから生産を減らしていたら、企業は明らかにつぶれる。(農業でも同様で) 農家がつぶれるのです。つぶれそうになったから、お金をあげるとするのは、農家をつぶすための政策を打ってきたのではないか。補助金で生産調整しなさい、減らしなさいの結果、今日の農業があるのではないか。

では、日本の農業をどう考えるか。長く農業を見てきて言いたいことは、まず、本当に日本の米は高いのか。たしかに農林水産省のデータでは、小農の場合は高いんです。

そのデータで見ると、0.5 ヘクタールの農家で 10 アール当たりの米の生産コストは約 20 万円です。10 アール平均でお米が大体 511 キロとれて 20 万円弱です。これが 15 ヘクタールだと 9 万 8,000 円になります。今、世界のお米の値段はトン当たり 1,000 ドルです。1,000 ドルは大体 10 万円で、トンつまり 1,000 キロ当たり 10 万円。キロ 100 円ですね。先ほど申し上げた日本の 15 ヘクタールの農場はそれほど大規模ではないが、511 キロで 9 万 8,000 円、1 キロ約 200 円です。で、0.5 ヘクタール以下になると、20 万円で大体 511 キロですから、400 円です。

今、中国のお米は、普通のお米が 1 キロ 5 元、75 円です。私ども(伊藤忠商事)は北京に精米所を持っています。これは大変いいお米で、日本のお米に負けないぐらいですが、7 元、大体 100 円ですね。世界並の価格です。(しかし) 日本から輸出している米はべらぼうに高く 100 円です。贈答用にしか使えず、一般の人は食べません。

つまり、今、国際的な米の価格はキロ 100 円です。15 ヘクタールの農家であれば、コストは 200 円。もうちょっとで勝てるじゃないか。(というより) 本当に負けるているのか。米価は国際的に上がって、現在米の輸出を中止あるいは禁止しているのは 11 カ国あります。

21 世紀の気象条件あるいは食料自給を考えると、世界に食料を大きく依存している国というのは信じられない、とブッシュ大統領のような市場主義者でも言っています。安いところから買えばいいと主張する市場主義者でさえ、そう言う。国民の将来の食の安全、安心を考えたら、なぜ、最も日本が得意とする反収の多い米を大事にしないか。

そうすると、作るだけでなく、消費を増やさなければいけない。どうやって消費を増やすか。日本の農水省や国民は米の消費を増やす努力をしましたか。生産を抑えることしか

やってない。米は炊いて食べることしか知らない。ところが、米のパン、米のうどん、例えば山形県の真室川は米のうどんを作っていて、かなりおいしいそうです。米のパンは、我々も開発を終えています。近々発売するかもしれない。カロリーを減らして、おいしい米パンです。米の菓子もいいでしょう。

最も日本の気候、風土に合ったお米を生産、消費すれば、高い小麦を買うことはないでしょう。高い食料を買わなくても、国内でやれるじゃないですか。ベトナムでは米のそうめんみたいなフォーを毎朝食べている。そういうふうには米の消費を増やしていけば、最も反収が高く、国際的にも太刀打ちできる。日本の環境、風土に合った米をもっと大事にして、食料の自給力を増やさなきゃだめじゃないか、と言いたい。

そのときに何が大事かという、と、土壌です。日本の土地の土壌と、それから農業人口です。農業だって人材ですよ。それをどんどん抑えて減らしていったらどうなるか。土壌や人材こそ自給力（の要）です。土壌は簡単にできない。一たん放棄した土壌をつくるのに何年もかかりますよ。それを、今、放棄している。

農水省には、全部、農民に任せろ、と言いたい。その場合、小農はどうするか。小農は、野菜と果物、花卉等で勝負する。いくら中国のリンゴが安くても、小さくて嗜好に合わないものは食べません。日本人は、10 倍の値段でも国産のリンゴを絶対食べますから、勝てると思うんです。

だから、農家はもっと自立心を持って、自分で消費を増やす努力をして、自前でトラクターや人材も共有しながら、15 ヘクタール以上、20、30 ヘクタールの農地を米に使えばいい。全部食用米にする必要はなく、一部は補助しなければいけないが飼料米にする。補助額は知れたものです。もう少し発想を転換して、日本の農地を大事にした方がいい。日本は国土の 12.6% しか農地がないのですが、これは世界の先進国で日本が最低です。次に少ないのはアメリカの 40%、イギリスでさえ、7 割ぐらいいは農地です。各国は皆、農業を大事にしているのに、なぜ日本は農地を生産調整とか耕作放棄地にして捨てていくのか。こんなことは許されないんです。

高橋 大変ありがとうございました。私から申し上げることはございません。

それでは、最後のセッションに入りたいと思います。ここでは、新しいこの国のかたちということについて議論させていただきます。

私ども日本総研の主張する連邦制地方主権国家では、道州制といったときに必ずしも府県連合である必要はない。1 つの府県あるいは政令指定都市で 1 つの州になってもいい。あるいは権限移譲に際しては、例えば通商権を地方に渡してもいいじゃないかという提言を藤井からさせていただきました。そういったことも踏まえ、皆様方の頭の中にある分権後の日本の国のかたちについてご意見を頂戴できればと思います。

実は、道州制について税財政のシミュレーションも含め、古川知事が具体的なイメージをお持ちでいらっしゃいますので、まず古川知事から具体的な姿についてご紹介頂きたい

と思います。

古川 横長の「日本総研シンポジウム『新しい国のかたち』参考資料」と書いた資料をご覧くださいと思います。

1 ページ目と 2 ページ目には、これまでの道州制に関する各種団体の提言内容を比較してございます。道州制という言葉は中身がまだきちんと定義されておらず、さまざまですので、比較してみました（のでお読みになってみて下さい）。

本日は 4 ページ、5 ページに書いてある、佐賀県が考える道州制というのはどういうものかについて、ご説明申し上げたいと思います。

[行政制度のアウトライン (Type H)]

4 ページには、行政制度のアウトライン (Type H) と書いてございます。佐賀県では、現行制度を前提に、それを少し進めた感じのモデレートタイプと、21 世紀型の道州制、つまりハイパータイプと、2 つタイプを準備しました。丹羽委員長の進めておられる最近の分権改革は、道州制にも近い内容でもありますので、ここでは、極めて進んだ形、Type H をご紹介させていただきます。

私たちが考える道州制とは、国、あえて中央政府と呼んだほうがいいと思いますが、それと州、市町村の間で、まず国・地方役割分担法的なものに基づいて役割を決めてまいります。これは、まさに分野別の分権でありまして、国の役割と決まったものについては国が、州の役割となったものは州が、市町村の役割になったものは市町村が、それぞれ完結的に事務を行い、補助金の類はいかなる段階でも廃止ということになります。

4 ページの下段の囲みに、州の役割として警察、治山、治水、海岸、空港、高速道路等が書いてあります。下線部は無視していただいて結構です。市町村の役割は消防、防災、都市計画、市町村道、上下水道、住宅など、身近な交通政策や福祉が中心になっていきます。州は、もう少し広く、警察や治山、治水という役割になります。

注目していただきたいのは、州の役割の下に書いてある全国的な統計や高度な試験研究機関などです。こうした業務のうち、州をまたがるものは国の役割というのがこれまでの整理でしたが、私たちはそのようには考えません。中段の州と書いてある囲みの左側、国と州の間に共同執行体と書いてありますが、こういう組織を考えています。単独の州で事務処理ができない、また調整を要するものについて、共同執行体を導入する。州を超えるからといって、直ちにそれを国の役割とはしないというのが、私どもの考える道州制、Type H の特徴です。

例えば全国的な統計や高度な試験研究のような業務については、州がお金を出しあって共同執行体を組織する。公的年金や公的保険制度もこうした仕組みで対応できるのではないかと考えます。また、連絡調整が必要、例えば治山、治水で州を超えるような業務、労働の基準や医療について調整が必要な部分については、州の代表者が集まった全州会議というものを設置し、ここで議論して決めていくということです。

同じく市町村についても、市町村の単位を超える業務については、大きく州内の全市町村にかかわる場合は州内の全市町村会議、また、全国レベルで決めるべきことは全国市町村会議といった仕組みを考える。市町村を超えるから州に、州を超えるから国にというやり方ではなく、同じ土俵の中、すなわち市町村なら市町村の中、州なら州の中で決めていくという仕組みを入れたのが、私どもの案の特徴ではないかと思います。

また、中央政府が肥大しないよう、地方制度監視委員会というものを設け、ここが国の設ける法令について審査し、同意または勧告していく。（この監視委員会に）そうした権限を与えることによって、中央政府の肥大化の防止を目指しております。

〔税財政制度のイメージ（Type H－1）〕

次に、5 ページを見てください。

4 ページのような仕組みを考えたときに、果たして税財政はどうなるのかという点です。ご説明した役割分担では、国の役割が小さくなりますので、新しい国、中央政府の収入は、法人税の半分、関税、収入印紙など、10 兆円ぐらいと考えております。一方、州税は、住民税の州分とか事業税とか消費税の半分といった税（配分）を考えています。このほか、新しい地方共有税という州や市町村間の調整財源を考えました。所得税の 5 分の 4、法人税の 2 分の 1 をこの調整財源に充てて約 20 兆円確保し、それを州と市町村で配分していく。これは国が配分するのではなく、全州会議の場で水平調整を行うことで可能になるのではないか。市町村税については住民税や固定資産税を宛てますが、今述べたように垂直調整を廃止し全州会議によって物事を決めていくやり方を通じて、すなわち国に頼らず水平調整することで、道州制による事務事業の実施が可能になると考えています。

具体的に、この新・地方共有税をどのような値で配分していくかという案についても幾つか準備がございます。私ども佐賀県のサイトに、佐賀県の考える道州制というボタンがありますので、そこを見ていただきますと幾つかの案が出てきます。私どもの考えるところでは、これは調整可能だという結論に達しております。

こうした道州制に移行していくには、幾つかのステップが必要であろうかと考えています。まずは、何より、今、丹羽委員長のもとで進められている分権改革を成功させることです。一足飛びに道州制というより、まずきちんとした分権改革が成功しなければ、それによって、特に基礎自治体が強化されなければ、道州制といっても浮ついたものになりはしないかと思います。自治の基本はあくまでも基礎自治体ですので、それをしっかりしたものにした上で、その次の構造をどうしていくかということになるのではないかと思います。

高橋 ありがとうございます。

一つお伺いしたいんですが、このプランをやると、県はどうなってしまうんでしょうか。

古川 あ、すみません。当然の前提と思っておりましたが、県は廃止になります。

高橋 あ、そうですか。ありがとうございます。それでよろしいわけですね。

古川 はい、結構です、喜んで。(笑)

高橋 それでは、続きまして、穂坂理事長に、志木市長時代のご経験も踏まえまして、あるべき姿、国のかたちについてご意見を伺えればと思います。よろしくお願いします。

穂坂 一言でいえば、それぞれの機関が、例えば中央政府、地方政府、あるいは地方広域政府と分けた場合に、自己決定と、自己責任と、自己負担を確立する、まさにそのことだと思うんです。これが一点。

それから、もう一点は道州制の実現です。今、古川知事からご説明のあったプランについて、私は以前から県のサイト等で見ていまして、検討会等々でもいろいろ使わせていただいています。どこかで早く実行しないとだめだという意味からすれば、みんなで応援して、佐賀県を中心に九州で道州制のパイロットプランをやったらどうだ。北海道の道州制特区は大変な間違いで、話にならない。あんなことでは何も変わらない、かえって「道州制はやめたほうがいいじゃないか」となるので、各界、各層が応援をして九州で一つのモデルをやってみた結果、すごくいいなあ、素敵だなあ、そうなれば全国で進むと思うんですね。ぜひ皆さんでそういうことも考えていただけたらと思います。

最後、3点目ですが、なぜ、急いでいるかという理由です。私は埼玉の志木市民ですが、団塊の世代の方々が大量にいる市です。東京都はひとり勝ちだからまだしも、周辺の埼玉、千葉、神奈川は、現在は「地方は大変だ」といっていますが、7～8年たったら、東京周辺の方が大変で、えらい騒ぎになるんです。なぜかというと、今でも生産人口はどんどん減っているうえ、すごいスピードで高齢者の方が大量に増えるんです。しかも、独居老人家庭の急増といったら、もうすごい状況です。ほとんど第2のふるさとを求め地方から移住してきた方々ですから、地方みたいに親戚同士でお互い助け合うというのは難しい背景がありますので、事態は急を要するんです。

そういう意味では、やはりこの国のかたちをどうするか、そして、この国のかたちをどうつくっていくかを早くやってほしい。早くやらないとえらいことになる。都道府県は今、退職金さえ払えない。職員の退職金さえ払えず、地方債などで自分の組織の職員の退職金を借金してまで払っているのに、他人のことというのは変ですが、県民や住民の介護や福祉、そういうところの支援なんてできませんよ。結局は、個々の弱い人がそういうことをひとりで背負ってしまう危険性があります。

ぜひ、丹羽会長にも、今度の分権改革推進委員会が最後のチャンスだと思うので、なるべく早く、少しぐらい拙速でもいいから、どんどんどんどん早くやる。このことをお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

高橋 ありがとうございました。加藤代表、どんなビジョンをお持ちでしょうか。

加藤 国のビジョンというと、大袈裟なことになるのですけれども、先ほど、古川さんが示されたように、行政のあり方についていろいろ議論することがやはり大事だと思います。事業仕分けを行うと、国と今の都道府県、市町村の仕事の分担がはっきりするので、

それに応じて、丹羽会長がおっしゃったように、自前のお金を分配する。財政調整ではなくて、自前で集めるお金、つまり税財源をきちんとすることが、どうしても必要です。で、構想日本では、以前、そういう形の仕組みを一度つくってみたことがあります。

古川さんのアイデアは、それをさらに道州制にしたわけですが、おおむね、私も同感です。ただ、一つだけ申し上げたいのは、国のかたちというのは行政のかたちではないんだと思うのです。今、日本の政治家には殆どいないと思うのですが、人の幸せとは何かという、そういう青臭い議論を堂々とできる人が本当にいないんじゃないかなと思います。実は、これがとっても残念だし、致命的じゃないか。

行政のかたちも非常に大事ですが、行政のかたちの前に世の中をどうするか。ある田舎でお百姓さんから「加藤さん、あの年金というのは本当に人を幸せにするのかね」と言われたことがあります。年金制度について、いろいろと議論してきましたが、ただ、年金は人を幸せにするのかと言われて、エッと思ったわけです。

というのは、田舎に行くと、相当な田舎でも、65 歳あるいは 70 歳ぐらいになると、年金で生活できるようになる。あるいは介護施設もある程度できている。そういう施設に入り年金で暮らす老人は、この間まで農作業をやっていたのに、一気に元気がなくなる。あれでいいのか。昔は、重たい農作業が無理なら、だんだん軽い作業、例えば葉っぱでも作って、草でも引いてというふうになんかやっていた。そういう部分があったほうがいいのか。あるいは職人であれば、年金をもらって、今までの手仕事はやめ、後継者もいなくなる。そうやって田舎では過疎化プラスいろいろなものが衰退しているという話だったのですが、私は、これは実はすごい問いかけではないのか。当たり前のことですが、そういうことを含めて、行政は何をやるのか。制度改革にとどまらず、ひょっとして年金制度はないほうが結構いいのかもわからない、そういう議論もぜひやっていきたいと考えています。

高橋 ありがとうございます。

それでは、最後に、丹羽委員長からお願いしたいと思います。古川知事からは具体的な税財政の仕組みについてもご提言がございましたけれども、その辺も含めまして、委員長がどんな分権ビジョンをお持ちなのか、ご披露いただければと思います。

丹羽 まず、今やっています分権を確実に実行するということ、その実行も、分権の勧告が終わった後、法律のできた後、監視をしていく。本当にやっているか。省令とか条例でまた骨抜きにしちゃうんじゃないか、これを監視していく。

税の仕組みの究極的な姿は、国と地方の税源を 5 対 5 にする。今、国が 6 地方 4 の 6 : 4 になっておりますが、これを 1 対 1 にまず持っていく必要があるだろう。仕事の移り方によっては 4 : 6 になる可能性も否定できないだろう。財源の自由なくして、地方分権、地方自治はないというのが一つの原則です。

そういう改革が実行されていくと、黙っていても広域連合になっていくだろうと思いま

す。広域連合体というのは、国があればこれいなくても、各都道府県が分野ごとに連合していくんじゃないか。例えば現在四国の知事さんは、分野によってお互い話し合いをされているようです。もちろん、相反する部分もあるでしょう。そこで、道州制というふうに早々に区域を囲ってしまうのは、あまりよくないだろう。それよりも、ほうっておけば、自然に業界とかいろんなことで広域連合ができる。

例えば中部地方は、日本海と太平洋が最も近い地域ですね。道州制になると、北陸3県で1つ、それで太平洋岸の愛知とか岐阜とか、この中部がまた1つになるわけです。そうすると、せっかく日本海と太平洋を結ぶ高速道路もできているときに、地域を道州制で2分してしまうのか。これはよくない。それでは、北陸と中部を一緒にする。これはまた産業によっては甚だ不都合なものもあるだろう。こういう議論が行われて、今はハイウエーができてあつという間に行きますから、日本海と太平洋を一緒にしたほうが（いいとなるかもしれない）……。

このように道州制の場合、くくり方の議論が非常に難しいから、ほうっておいても経済界は自然にメリットを求めて広域連合を組んでいくのではないか。その場合、財源は、高橋さんが言われたように、法人税とか地域の税は、各地で違っていいんじゃないか。例えば北海道は、今、結構高い法人税を10%にするかわり、消費税は20%にするとか。最終的には、おのおのが自治権、財政権を持ったほうがいい、といえるのではないか。5年先にそうなるとは思いませんけれども。

グローバリゼーションの中で我々企業は、北京を通さないで東北三省の黒竜江省に行つて直接交渉するんです。グローバリゼーションというのは、各国の企業と自治体が直接話ができる。国境を越え、国と地方を越えるんです。こういう時代になってきましたから、当然のことながら、先ほど（話のあった）地方自治体に通商権をというのには賛成です。

最終的に関税を、九州は例えば何かの機械の関税を5%にします。すると別の地域は競合先の機械会社がいっぱいあるので関税10%としても、いいじゃないか。地域によってさまざまで、北海道は「機械はいくらでも入って来てください、関税ゼロです」（で構わない）。商品によっていろいろな事態が生じるでしょう。最終的に、やはり多様性の時代で、いろいろな地域があるんだから、一律に国家が決めるようなことじゃないということです。

ただし、国益に関する防衛、外交などは国としての縛りをきちっと持たなきゃいけないですから、最終的な道州制は、私は、高橋さんがおっしゃるような、もっと地方に自由を、地方にできることは地方に、地方にできないことだけを国がやる、という原則をもう少し拡大解釈していく姿がいいんじゃないか。そうすれば、日本の国のかたちが、確実に大きく、明治維新以来150年ぶりに変わるんじゃないか。

だけど、それはすぐじゃありません。生臭い人間と金が動くわけですから、そう一朝一夕に、簡単にはいかないでしょう。しかしながら、そういう原則でビジョンを持って進めていくことが大事じゃないかと思います。

高橋 大変ありがとうございました。

本日、ご議論いただいたことをまとめるような立場に私はおりませんが、やはり丹羽会長の最後のお言葉が一つのまとめになっていると思います。ビジョンは見えてきている。ただ、それを実現することはそう簡単ではない、ということだと思います。丹羽会長もみずから、勧告については言いつばなしにしない、監視していくとおっしゃられています。私どもも民間の立場から、シンポジウムをやりつばなしにしないで、ぜひとも続編で、分権改革は進んだか、以前言ったことがどこまで実現したんだ、という検証をやらせていただきたいと思います。また聞きに来ていただければと思います。

それでは、最後に、ご多忙なところ、長時間にわたりまして、基調講演及びパネルディスカッションに精力的にご参加くださった丹羽委員長、加藤代表、古川知事、穂坂理事長に改めて厚く御礼申し上げます。本日はどうも大変ありがとうございました。

それでは、これでシンポジウムを終わらせていただきます。

(了)